

P T A 緊急対策基金等の執行について

現在、7年4月から供用開始の第1棟新校舎について、建築準備を進めていますが、工事内容として次の状況があるため、学校運営に影響を及ぼすことになる。

⇒資料4（工事図面STEP0と1）を参照

- 1 テニスコート2面分が仮設駐車場エリアとなるため、令和5年度冬～令和6年度中は使用できなくなります。

**⇒テニス部が練習するためには、外部施設での活動を求める必要がある。
その他、玉つきで他の部活動にも影響が出るようことも検討のうえ、
適正な額を把握のうえ、相当額を「P T A 緊急対策基金」で執行する場合があります。**

【P T A 緊急対策基金管理委員会規約】

第3条

- (2) 部活動等に係る臨時の経費で、学校徴収金等による通常の負担が困難な場合に、その一部又は全額を負担する。

- 2 また、ロータリー付近の駐車場も6年2月以降は取壊しのうえ、新校舎建築予定地になるため、場合によって学校行事の開催場所を外部施設に求めることになる可能性がある。

従って、学校行事開催時にP T Aの皆様の駐車スペースの確保が難しい状況が発生します。（ただし、1/23のP T A役員会・委員会は学校で実施します。）

⇒このため、学校行事内容の特性を鑑みて、場合により「P T A会計」を始めとした各種会計で、会場借上料等を執行する場合があります。